

古紙持去り行為の根絶に向け、 特別区18区・古紙問屋・製紙メーカー・資源回収事業者が連携！ —持ち去られた古紙の流通ルートを遮断する—

①特別区18区、②関東圏の古紙問屋で構成する「関東製紙原料直納商工組合」、③製紙メーカーで構成する「日本製紙連合会」、④資源回収事業者で構成する「東京都資源回収事業協同組合」の四者（①②③④）が、それぞれの役割分担を明確にした覚書を締結し、連携していくことで、古紙持去り行為の根絶を目指します。

1 覚書締結予定日

平成26年12月25日（木）

- ・覚書締結日以降、四者が連携して、古紙持去り行為根絶に向けた取り組みを実施
- ・平成26年12月25日には、特別区15区（※1）が覚書を締結
- ・平成26年度末までに、特別区3区（※2）も覚書を順次締結予定

※1 中央区、港区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

※2 墨田区、世田谷区、荒川区

2 四者の主な役割（役割の詳細については、記載のお問い合わせ先までお願いします。）

（1）特別区18区

- ・覚書を締結した特別区の中で代表区を決め、一体となった取り組みを実施
※GPS追跡調査を実施する場合、「時期」と「場所（覚書を締結した特別区の中の地域で実施するのか）」について、代表区が調整し、効率的に実施していきます。

（2）関東製紙原料直納商工組合

- ・追跡調査用GPS端末器を特別区に無償貸与
- ・持去り古紙の受け入れ拒否
- ・持去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表

（3）日本製紙連合会

- ・持去り古紙の受け入れ拒否

（4）東京都資源回収事業協同組合

- ・古紙持去り根絶宣言車識別ステッカーの推進
- ・持去り古紙の買い入れ拒否

【問い合わせ先】

環境部杉並清掃事務所

電話：03（3392）7281